

必ずご確認
下さい！

給付金対象外となる世帯

※ 対象と見込まれる世帯へ北杜市から各書類を送付しています。

支給対象世帯であっても次の項目にひとつでも該当する世帯は、給付金の**対象外世帯**となります。

対象外であるにも関わらず給付金を受給した場合は、後日返還していただきますので、ご注意ください。

※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。
※扶養とは税法上の扶養を指し、健康保険等の扶養とは異なります。

対象外世帯の例

- ・ 同居・別居を問わず、子（**課税者**）に扶養されている方の世帯
- ・ 同居・別居を問わず、親（**課税者**）に扶養されている一人暮らしの学生
- ・ 別住所にて単身赴任している者（**課税者**）に扶養されている配偶者と子のみの世帯

扶養の詳細については下記例をご確認ください

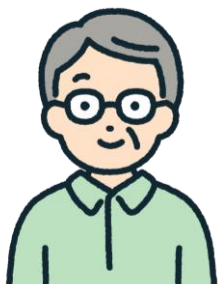
下記例のように課税者から、扶養されている場合は対象外となります。税法上の扶養とされているか分からない場合は、該当するご家族にご確認をお願いします。

世帯全員を**課税者が扶養** ⇒ **対象外**

住民税**非課税**世帯Aの全員が、市外在住の住民税が**課税**されている世帯Bの子に扶養されている場合は対象外です。

世帯A

給付金対象世帯



父
住民税**非課税**



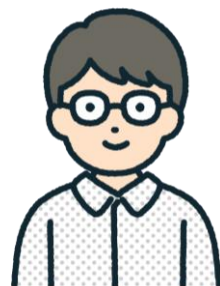
母
住民税**非課税**

扶養

対象外

扶養

世帯B（市外在住）



子
住民税**課税**



世帯Bの子に扶養について確認してください。

裏面もご確認下さい

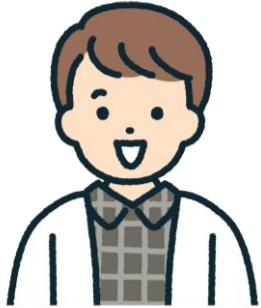
単身(一人)世帯を課税者が扶養⇒対象外

例
1

1人暮らしの学生等（非課税）の単身世帯Cが、住民税が課税されている世帯Dの父親に扶養されている場合は対象外です。

世帯C（市外在住）

給付金対象世帯



子
住民税非課税

扶養

対象外

世帯D



父
住民税課税



母
住民税非課税

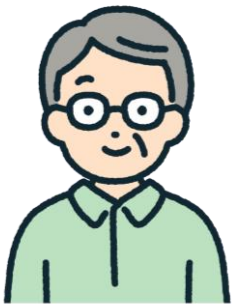
世帯Dの父親に扶養について確認してください。

例
2

施設へ入所している非課税世帯Eの父親が、住民税が課税されている世帯Fの子から扶養されている場合は、世帯Eの父親は単身世帯のため、対象外です。

世帯E（市内施設へ入所）

給付金対象世帯

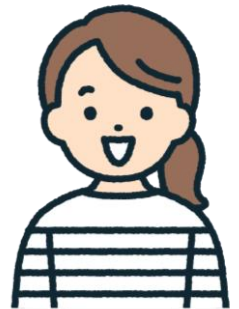


父
住民税非課税

扶養

対象外

世帯F



子
住民税課税

世帯Fの子に扶養について確認してください。

単身(一人)世帯を非課税者が扶養⇒対象

1人暮らしの学生等（非課税）の世帯Gの子を、世帯Hの母親が扶養していることで非課税となる場合は給付対象です。

世帯G（市外在住）

給付金対象世帯

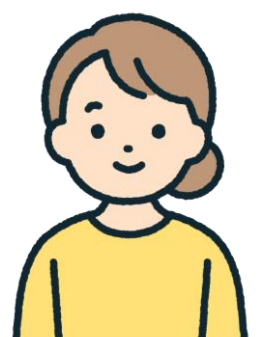


子
住民税非課税

扶養

対象

世帯H



母
住民税非課税

世帯Hの母親に住民税の課税状況と扶養について確認してください。